

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年2月4日 13時50分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母埼南方沖 樺島灯台から真方位204° 2.9海里付近 (概位 北緯32° 30.4′ 東経129° 45.2′)
事故の概要	漁船第九蛭子丸は、北進中、また、プレジャーボート第三丸山丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年2月7日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第九蛭子丸、4.9トン KM3-51495（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 第三丸山丸、5トン未満（長さ5.37m） 292-41906長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約9ノットの対地速力で自動操舵により北進中、船長Aが、衝突の約15分前に目視で周囲の見張りを行った際、他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、後部甲板ではえ縄の整理作業を行っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首部からシーアンカーを入れて船外機を停止し、船首を北北西方に向けて釣りをしながら漂流中、船長Bが、左舷船尾方約300～400mのところ接近するA船を認めたが、他船が釣果を聞く目的で近づいて来たと思い、漂流を続けていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、破損した船外機カバーの破片で左耳の切創を負った。
分析	A船は、北進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、はえ縄の整理作業を行いながら航行を続けたことから、船首方で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、A船が

	釣果を聞く目的で近づいて来たと思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、はえ縄の整理作業を行いながら航行を続け、また、船長Bが、A船が釣果を聞く目的で近づいて来たと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は、他の作業を行うことなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・漂泊中、接近する他船を認めた場合、有効な音響信号による注意喚起を行うとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。